

議 案

議案第 1 号

令和 7 年度 財政投融资計画

令和 7 年度 財政投融資計画

令和 6 年 12 月 日
財 務 省
(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考				
	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度	自己資金等		再 計		
									6 年度	7 年度	6 年度	7 年度	
(特別会計)													
食料安定供給特別会計	7	9	-	-	-	-	7	9	69	75	76	84	
エネルギー対策特別会計	79	97	-	-	-	-	79	97	15,602	15,603	15,681	15,700	
自動車安全特別会計 (政府関係機関)	360	112	-	-	-	-	360	112	1,588	1,755	1,948	1,867	
株式会社日本政策金融公庫	40,075	31,608	-	-	-	-	40,075	31,608	(2,900) 19,741	(2,900) 21,128	59,816	52,736	
沖縄振興開発金融公庫	1,946	1,565	70	50	-	-	2,016	1,615	(100) 247	(100) 131	2,263	1,746	
株式会社国際協力銀行	4,000	7,200	1,160	1,000	5,880	6,480	11,040	14,680	(200) 17,560	(200) 9,420	28,600	24,100	
独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人等)	14,770	17,025	-	-	1,650	1,800	16,420	18,825	(800) 6,380	(800) 4,275	22,800	23,100	
全国土地改良事業団体連合会	15	20	-	-	-	-	15	20	17	25	32	45	
日本私立学校振興・共済事業団	287	294	-	-	-	-	287	294	313	306	600	600	
独立行政法人日本学生支援機構	5,256	5,147	-	-	-	-	5,256	5,147	(1,200) 564	(1,200) 765	5,820	5,912	
独立行政法人福祉医療機構	2,102	1,946	-	-	-	-	2,102	1,946	(200) 413	(200) 363	2,515	2,309	
独立行政法人国立病院機構	660	490	-	-	-	-	660	490	125	54	785	544	

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	自己資金等		再 計	
									6年度	7年度	6年度	7年度
国立研究開発法人国立成育医療 研究センター	10	12	-	-	-	-	10	12	-	-	10	12
国立研究開発法人国立長寿医療 研究センター	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2	2
独立行政法人大学改革支援・学 位授与機構	875	348	-	-	-	-	875	348	1	△39	876	309
独立行政法人鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	651	610	20	20	-	-	671	630	(598) 2,009	(271) 1,567	2,680	2,197
独立行政法人住宅金融支援機構	263	376	-	-	2,400	650	2,663	1,026	(16,243) 16,464	(11,441) 13,700	19,127	14,726
独立行政法人都市再生機構	5,200	4,900	-	-	-	-	5,200	4,900	(1,200) 9,317	(1,100) 8,566	14,517	13,466
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	-	-	-	-	10,230	5,200	10,230	5,200	(2,500) 24,788	(1,310) 25,966	35,018	31,166
独立行政法人水資源機構	5	5	-	-	-	-	5	5	(105) 1,426	(80) 1,082	1,431	1,087
国立研究開発法人森林研究・整 備機構	43	42	-	-	-	-	43	42	284	286	327	328
独立行政法人エネルギー・金属 鉱物資源機構 (地方公共団体)	4	4	848	1,117	-	-	852	1,121	1,037	997	1,889	2,118
地方公共団体 (特殊会社等)	23,258	22,699	-	-	-	-	23,258	22,699	68,933	68,201	92,191	90,900
株式会社脱炭素化支援機構	-	-	250	350	-	-	250	350	350	250	600	600
株式会社日本政策投資銀行	3,000	3,000	850	700	3,500	3,500	7,350	7,200	(6,500) 16,650	(6,600) 17,900	24,000	25,100
株式会社産業革新投資機構	-	-	800	800	-	-	800	800	5,300	3,100	6,100	3,900

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
									自己資金等		再 計	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
一般財団法人民間都市開発推進機構	-	-	-	-	500	1,100	500	1,100	100	100	600	1,200
中部国際空港株式会社	-	-	-	-	235	122	235	122	(90) 173	(102) 282	408	404
株式会社民間資金等活用事業推進機構	-	-	-	-	500	500	500	500	300	300	800	800
株式会社海外需要開拓支援機構	-	-	90	100	-	-	90	100	200	230	290	330
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	299	162	626	35	925	197	30	21	955	218
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	-	-	360	500	240	120	600	620	-	-	600	620
合 計	102,868	97,511	4,747	4,799	25,761	19,507	133,376	121,817	(32,636)	(26,304)		

- 1 財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。
- 2 「産業競争力強化法」(平25法98)第112条第1項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第2条第29項に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けた場合には、当該特定政府出資会社の計画残額は、「株式会社産業革新投資機構」に承継されるものとする。

- (注) 1. 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
2. 「6年度」欄は、令和6年度当初計画額である。
 3. 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
 4. 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。
 5. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和7年度財政投融资原資見込

	令和6年度	令和7年度
	億円	億円
財政融資	102,868	97,511
財政融資資金	102,868	97,511
産業投資	4,747	4,799
財政投融资特別会計投資勘定	4,747	4,799
政府保証	25,761	19,507
政府保証国内債	16,031	9,027
政府保証外債	9,330	10,080
政府保証外貨借入金	400	400
合 計	133,376	121,817

- (注) 1. 令和6年度欄の金額は、当初計画額である。
2. 財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和7年度において、財政投融资特別会計国債10.0兆円（令和6年度予算10.0兆円）の発行を予定している。
また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券2.0兆円の発行を予定している。
3. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和7年度財政投融资用途別分類表

(単位：億円)

区分	財政融資		産業投資		政府保証		合計	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
(1) 中小零細企業	29,619	22,571	28	14	—	—	29,647	22,584
(2) 農林水産業	7,722	6,820	—	1	—	—	7,722	6,821
(3) 教育	8,234	7,851	—	—	—	—	8,234	7,851
(4) 福祉・医療	4,422	3,596	—	—	—	—	4,422	3,596
(5) 環境	682	783	250	350	—	—	932	1,133
(6) 産業・イノベーション	6,149	5,813	1,692	1,535	3,500	3,500	11,341	10,848
(7) 住宅	5,684	5,647	—	—	2,400	650	8,084	6,297
(8) 社会資本	15,956	17,203	10	10	11,465	6,922	27,431	24,135
(9) 海外投融资等	18,770	24,225	2,767	2,889	8,396	8,435	29,933	35,549
(10) その他	5,630	3,003	—	—	—	—	5,630	3,003
合計	102,868	97,511	4,747	4,799	25,761	19,507	133,376	121,817

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。
2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第2号

令和7年度 財政融資資金運用計画

令和7年度財政融資資金運用計画

(単位:億円)

運 用 の 部		原 資 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 特 別 会 計	218	財政投融資特別会計	97,511
食料安定供給特別会計	9	からの繰入金等	
エネルギー対策特別会計	97		
自動車安全特別会計	112		
2. 政 府 関 係 機 関	57,398		
株式会社日本政策金融公庫	31,608		
沖縄振興開発金融公庫	1,565		
株式会社国際協力銀行	7,200		
独立行政法人国際協力機構	17,025		
3. 独 立 行 政 法 人 等	14,196		
全国土地改良事業団体連合会	20		
日本私立学校振興・共済事業団	294		
独立行政法人日本学生支援機構	5,147		
独立行政法人福祉医療機構	1,946		
独立行政法人国立病院機構	490		
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	12		
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2		
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	348		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	610		
独立行政法人住宅金融支援機構	376		
独立行政法人都市再生機構	4,900		
独立行政法人水資源機構	5		
国立研究開発法人森林研究・整備機構	42		
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4		
4. 地 方 公 共 団 体	22,699		
5. 特 殊 会 社 等	3,000		
株式会社日本政策投資銀行	3,000		
合 計	97,511	合 計	97,511

令和7年度財政融資資金運用計画使途別分類表

(単位：億円)

区 分	6年度	7年度
(1) 中小零細企業	29,619	22,571
(2) 農林水産業	7,722	6,820
(3) 教育	8,234	7,851
(4) 福祉・医療	4,422	3,596
(5) 環境	682	783
(6) 産業・イノベーション	6,149	5,813
(7) 住宅	5,684	5,647
(8) 社会資本	15,956	17,203
(9) 海外投融資等	18,770	24,225
(10) その他	5,630	3,003
合計	102,868	97,511

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第3号

令和7年度の財政融資資金の融通条件

令和7年度の財政融資資金の融通条件
(令和6年12月 日決定、令和7年4月1日以降適用)

令和7年度の財政融資資金の融通条件は下記のとおりとする。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

- 1 食料安定供給特別会計に対する貸付け
償還期限 13年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- 2 エネルギー対策特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）
- 3 自動車安全特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内（4年以内の据置期間を含む。）
- 4 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付け
 - イ 償還期限
 - (イ) 国民一般向け業務に係る貸付けについては、9年以内
ただし、(i) 令和7年度における貸付けのうち4,467億円については、5年、470億円については、6年以内（1年以内の据置期間を含む。）、870億円については、15年以内、150億円については、18年以内、500億円については、20年以内
(ii) 事業者への貸付条件を満期一括償還とする資本性資金に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）
 - (ロ) 中小企業者向け業務に係る貸付けについては、10年以内
ただし、(i) 令和7年度における貸付けのうち1,998億円については、5年、2,997億円については、15年以内
(ii) 事業者への貸付条件を満期一括償還とする資本性資金に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）
 - (ハ) 農林水産業者向け業務に係る貸付けについては、15年以内
ただし、令和7年度における貸付けのうち110億円については、5年、100億円については、10年以内、750億円については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、100億円については、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）、34億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）

- (二) 特定事業等促進円滑化業務に係る貸付け
- (i) 特定事業促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）
 - (ii) 事業再編促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）
 - (iii) 事業適応促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）
 - (iv) 開発供給等促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）
ただし、令和7年度における貸付けのうち100億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）
 - (v) 事業基盤強化促進円滑化業務に係る貸付けについては、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）
ただし、令和7年度における貸付けのうち64億円については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）
 - (vi) 導入促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）
ただし、令和7年度における貸付けのうち2億円については、20年以内（15年以内の据置期間を含む。）、3億円については、25年以内（15年以内の据置期間を含む。）
 - (vii) 供給確保促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）
ただし、令和7年度における貸付けのうち50億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）、50億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、150億円については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、150億円については、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）
 - (viii) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務、導入促進円滑化業務及び供給確保促進円滑化業務に係る貸付けのうち、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）、10年以内（2年以内又は3年以内の据置期間を含む。）、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）及び20年以内（3年以内の据置期間を含む。）の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。
ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。
- (ホ) 危機対応円滑化業務に係る貸付けについては、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平19法57）第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、5年以上20年以内（1年以上3年以内の据置期間を含む。）

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、5年以上10年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は20年以内（満期一括償還）とすることができる。

- ロ 農林水産業者向け業務及び危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ハ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（5年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ニ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

5 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付け

イ 償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和7年度における貸付けのうち312億円については、7年以内（1年以内の据置期間を含む。）、264億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、251億円については、25年以内（2年以内の据置期間を含む。）

（ロ）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年（満期一括償還）とすることができる。

- ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

6 株式会社国際協力銀行に対する貸付け

償還期限 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は20年以内（満期一括償還）とし、令和7年度における貸付けのうち4,800億円については、5年（満期一括償還）とすることができる。

7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付け

償還期限 15年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和7年度における貸付けのうち4,354億円については、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）、3,413億円については、25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,741億円については、30年以内（5年以内の据置期間を含む。）、795億円については、35年以内（5年以内の据置期間を含む。）、527億円については、40年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

8 全国土地改良事業団体連合会に対する貸付け

償還期限 5年（2年以内の据置期間を含む。）

9 日本私立学校振興・共済事業団に対する貸付け

償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和7年度における貸付けのうち11億円については、5年（1年以内の据置期間を含む。）、69億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、47億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

10 独立行政法人日本学生支援機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内

ただし、学資の返還期間の状況に応じて、5年（1年以内の据置期間を含む。）又は15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直しとなる貸与に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けについては、10年以内（4年以内の据置期間を含む。）

（ハ）令和7年度における貸付けのうち136億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）、1,437億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、102億円については、39年以内（2年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

12 独立行政法人国立病院機構に対する貸付け

イ 償還期限 39年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和7年度における貸付けのうち123億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）医療機械整備に係る貸付けについては、5年又は10年以内

ロ 償還期限39年以内に係る貸付けについては、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

13 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに対する貸付け

償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、5年又は10年以内

14 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに対する貸付け

償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、5年又は10年以内

15 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対する貸付け

償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和7年度における貸付けのうち58億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

（ロ）医療機械整備に係る貸付けについては、5年又は10年以内

16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付け

イ 償還期限

（イ）建設勘定に係る貸付けについては、5年（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が10年以上のものについては、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）海事勘定に係る貸付けについては、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

(ハ) 地域公共交通等勘定に係る貸付け

(i) 都市鉄道融資に係る貸付けについては、40年以内（15年以内の据置期間を含む。）

(ii) 物流出融資に係る貸付けについては、5年

ただし、令和7年度における貸付けのうち50億円については、20年以内

(iii) 地域公共交通融資に係る貸付けについては、8年以内

ただし、令和7年度における貸付けのうち8.4億円については、5年、57.5億円については、10年以内

ロ 海事勘定に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

17 独立行政法人住宅金融支援機構に対する貸付け

償還期限 30年以内

ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、5年、10年以内、15年以内、20年以内又は25年以内とすることができる。

18 独立行政法人都市再生機構に対する貸付け

イ 償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ロ 10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

19 独立行政法人水資源機構に対する貸付け

償還期限 10年以内

20 国立研究開発法人森林研究・整備機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ロ 10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

21 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対する貸付け

償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、坑廃水の処理に必要な資金に係る貸付けについては、5年（2年以内の据置期間を含む。）

22 地方公共団体に対する貸付け

イ 償還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ニ 15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ホ 20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ヘ 30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（30年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

23 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和7年度における貸付けのうち1,200億円については、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

24 令和6年度の財政融資資金運用計画において貸付けに運用するものとしているもののうち、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第3条の規定により、令和7年度において運用するものについては、引き続き、当該貸付けに運用するものとする。その際、上記に該当するものがない場合には、令和6年度の融通条件に従い運用するものとする。

25 上記のうち、貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。